

資料④

四市複合事務組合審議会等傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法138条の4第3項の規定に基づく附属機関(以下「審議会等」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 審議会等の長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。

2 審議会等の長は、傍聴を希望する者が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、傍聴人名簿に自己の住所及び氏名を記載して、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 審議会等の会議を傍聴する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (3) 旗、標識等を持ち込み、又ははちまき、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 凶器等、他人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯しないこと。
- (5) 飲食、喫煙をしないこと。
- (6) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (7) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (8) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(長等の指示)

第6条 傍聴人は、審議会等の長及び係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 審議会等の長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。